

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付方法は選択できます

(町民税務課)
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の年金からのお支払いは、口座振替へ切り替えることができます。

平成25年1月31日(木)までに手続きをされずと、平成25年4月分の年金からの支払いが中止され、7月から口座振替によりお支払いいただくこととなります。口座振替のご依頼がお済みでない場合は、併せて手続きをしていただきます。

また、前述の期限を過ぎて手続きをされた場合は、6月分以降の年金から中止されます。
※すでに変更の申し出をされている方の手続きは不要です。

○お問い合わせ
税務G ☎(84)1966 (直通)

確定申告用保険税等の納付確認書の交付について

(町民税務課)
平成24年中に普通徴収(現金納付または口座振替)により納付された国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を確定申告の社会保険料控除に

利用する場合に添付する確認書を役場各担当窓口にて交付します。

なお、役場で確定申告をされる方は確認書の添付は必要ありません。

○交付場所

◆国民健康保険税納付確認書

町民税務課(③窓口)

◆後期高齢者医療保険料納付確認書

町民税務課(④窓口)

◆介護保険料納付確認書

健康福祉課(⑥窓口)

○交付時間

午前8時30分～午後5時15分(役場開庁日のみ)

○お問い合わせ

◆町民税務課 税務G

☎(84)1966 (直通)

◆健康福祉課 高齢者支援G

☎(84)0006 (直通)

医療福祉費支給制度(㊦)マル福について

(町民税務課)

㊦マル福とは、小児・妊産婦・ひとり親・重度心身障害者が医療機関にかかった場合の医療費を助成する制度です。

要件に該当する方で、まだ申請されていない方はお申出ください。

○小児

・小学校6年生までの子

○妊産婦

・母子手帳の交付を受けた方

○ひとり親

・18歳未満の子とその親
・20歳未満の一定の障害を持つ子とその親

○重度心身障害者

・身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方
・身体障害者手帳3級の内部障害の判定を受けた方

・知能指数が35以下と判定された方

・身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下の判定を受けた方

・障害年金1級に該当された方

・特別児童扶養手当1級の対象となった方

※なお、所得基準がありますので、詳細はお問い合わせください。

○お問い合わせ

町民G ☎(84)1965 (直通)

自動車税の納税は口座振替が便利です

(町民税務課)

自動車税の納税について、口座振替をご利用いただくと、公料金と同じように預金口座から自動的に納税ができ、大変便利です。

お申込みは、預金口座のある金融機関(ゆうちょ銀行を除く)

で行えます。銀行届出印をご持参のうえお申込みください。

○お問い合わせ

茨城県筑西市税事務所
総務課管理担当

☎0296(24)9184

農耕作業用自動車のナンバー登録をされていますか

(町民税務課)

トラクターやコンバイン等の農耕作業用自動車も軽自動車税の課税対象車両としてナンバー登録が義務付けられていますので、新たに車両を取得された方や登録が済んでいない車両をお持ちの方は早急に手続きし、ナンバーの取り付けをお願いします。



○お問い合わせ

税務G ☎(84)1966 (直通)

○小型特殊車両種別年税額

農耕作業用

◆二輪のもの 1,600円

◆四輪のもの 1,000cc以下 2,400円

1,000cc超 3,100円

1,000cc超 3,100円

1,000cc超 3,100円

○お問い合わせ

税務G ☎(84)1966 (直通)